

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

道路法面指定区域除草伐採業務その1 (一般委託) 仕様書

道路法面指定区域除草伐採業務その1に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は道路敷法面部の除草及び伐採を行うものである
2	履行期間	契約締結の日から平成31年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市湘南鷹取1丁目10番地先ほか
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	なし
6	関係法規	なし
7	資格要件	(1)産業廃棄物収集運搬業(廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の許可(神奈川県又は横須賀市)を有すること。 (2)入札参加申請時点で「造園施工管理技士」又は「街路樹剪定士」の資格を有するものを雇用しており、履行期間を通じて当該資格を有する者の指導のもとに業務を履行することができること。
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託):単位(内訳書のとおり)
9	支払方法	本件は3回払い(9月・12月・3月の末締め)で、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	業務委託成績評価	対 象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必 要 ・ 不 要
12	その他事項	業務の施行にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、平成28年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項等に読替えて使用するものとする。(使用材料等の基準が改正された時は新基準に基づくものとする。)
13	監督員 連絡先	土木部道路維持課 担当 吉田 泰基 046-822-8399

<指示又は希望事項>	
グリーン物品購入 及び 環境配慮関係	<ul style="list-style-type: none"> この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) 本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。

道路法面指定区域除草伐採業務その1

(指定区域)

番号	施行場所	市道番号	除草方法	施行予定面積【㎡】	備考
1	湘南鷹取1丁目10番地先	5004	機械	2,960	
2	湘南鷹取1丁目30番地先	6070	機械	2,920	
3	湘南鷹取2丁目1番地先	6047	機械	2,460	
4	湘南鷹取2丁目2番地先	6073	機械	1,210	
5	湘南鷹取6丁目1番地先	6816	機械	420	
6	湘南鷹取6丁目4番地先	6802	機械	(6280)	※
7	湘南鷹取6丁目21番地先	6807	機械	1,930	
8	追浜町3丁目19番地先	128	機械	195	7月下旬までに行う
9	船越町8丁目5番地先	6389	機械	940	
10	田浦町1丁目48番地先	1643	機械	430	
11	港が丘1丁目15番地先	7446	機械	(1920)	※
12	汐入町5丁目60番地先	733	機械	820	
13	坂本町4丁目21番地先	583	機械	2,290	
14	坂本町2丁目22番地先	18	機械	240	
15	坂本町1丁目19番地先	4590	機械	260	
16	上町1丁目58番地先	4360	機械	190	8月中旬までに行う
17	上町4丁目30番地先	844	機械	70	
18	富士見町1丁目6番地先	939	機械	30	
19	富士見町3丁目17番地先	A-61	機械	270	10月下旬までに行う
20	富士見町3丁目24番地先	662	機械	780	
21	深田台26番地先	4607	機械	270	7月上旬までに行う
22	三春町6丁目23番地先	1049	機械	(400)	※
23	汐見台2丁目8番地先	5126	機械	20	
24	公郷町3丁目60番地先	4898	機械	(290)	※
25	鶴が丘2丁目42番地先	7331	機械	20	
26	汐入町4丁目50番地先	995	機械	530	7月中旬までに行う
27	上町1丁目88番地先	758	機械	150	
28	湘南鷹取2丁目34番地先	6765	機械	(2820)	※
29	不入斗町3丁目18番地先	4590	機械	260	
30	不入斗町3丁目23番地先	4590	機械	380	
31	不入斗町3丁目19番地先	4590	機械	790	
32	不入斗町3丁目25番地先	4590	機械	930	

(注)備考欄に、※がついている箇所は、繁茂状況により実施予定

道路法面指定区域除草伐採業務その1 予定内訳

(税抜)

番号	種別	細別	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)
1	機械除草(肩掛式)	缶等の収集・分別含む	m2	21,765	350	
2	人力除草	缶等の収集・分別含む	m2	90	312	
3	人力除草	はしご使用	m2	100	1,497	
4	人力除草	フェンスつる草等	m2	50	1,069	
5	竹伐採	Φ5cm H=5.0m内外	m2	40	2,475	
6	竹伐採	Φ10cm H=5.0m内外	本	3	5,991	
7	実生樹木等伐採	胸高直径10cmまで	本	10	300	
8	伐採	胸高直径10cmまで	本	-	-	-
9	伐採	胸高直径20cmまで	本	1	25,000	
10	伐採	胸高直径30cmまで	本	-	-	-
11	伐採	胸高直径40cmまで	本	-	-	-
12	伐採	胸高直径50cmまで	本	-	-	-
13	伐採	胸高直径60cmまで	本	-	-	-
14	伐採	胸高直径70cmまで	本	-	-	-
15	伐倒	胸高直径10cmまで	本	-	-	-
16	伐倒	胸高直径20cmまで	本	1	32,000	
17	伐倒	胸高直径30cmまで	本	-	-	-
18	伐倒	胸高直径40cmまで	本	-	-	-
19	伐倒	胸高直径50cmまで	本	-	-	-
20	伐倒	胸高直径60cmまで	本	-	-	-
21	伐倒	胸高直径70cmまで	本	-	-	-
22	高木せん定	幹周60cm未満	本	-	-	-
23	高木せん定	幹周60cm以上120cm未満	本	1	22,000	
24	高木せん定	幹周120cm以上150cm未満	本	-	-	-
25	高木せん定	幹周150cm以上180cm未満	本	-	-	-
26	高木せん定	幹周180cm以上210cm未満	本	-	-	-
27	高木せん定	幹周210cm以上240cm未満	本	-	-	-
28	中木せん定	樹高200cm以上300cm未満	本	1	6,000	
29	寄植せん定	低木	m2	1	600	
30	寄植せん定	中木	m2	1	800	
31	蜂の巣除去	アシナガバチ等	箇所	1	5,349	
32	クレーン付トラック	2t積トラック・吊能力2.9t	日	1	80,000	
33	リフト車	トラック架装型・揚程12m	日	1	85,000	
34	ラフテレーンクレーン	吊上げ能力25t吊	日	1	100,000	
35	街路樹等管理	2tトラック含作業区分A	日	2	160,000	
36	街路樹等管理	2tトラック含作業区分B	日	2	160,000	
37	処分費(作業区分A,B)	南処理工場	kg	15	32	
38	処分費(作業区分A,B)	チップ化処分	台	1	33,000	
39	産業廃棄物処理場運搬	2tダンプ積込・運搬・荷卸し (木村金属工業㈱へ搬入)	回	1	16,000	
40	道路維持センター運搬	2tダンプ積込・運搬・荷卸し	回	1	13,000	
41	安全費	交通誘導警備員B	人	10	23,100	

※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価をこえないこと。

※ 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

※ 契約単価は、契約者が記入すること。

業 務 仕 様 書

(道路法面指定区域除草伐採業務その1)

1. 一 般
- (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。
業務指示（承諾）書受理後、7日以内に着手及び完了予定日を記入し FAX 等にて返信すること。
また、上記着手及び完了予定日が遅れる場合は、直ちに監督員に報告すること。
 - (2) 業務作業時は、一般の交通に支障をきたしたり、公衆に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
万一事故が発生した場合は、受託者の責任において処理すると共に監督員に報告すること。
 - (3) 沿道の住民等により苦情及び陳情があったときは丁寧に応接し、監督員に報告し、必要に応じて指示を受けなければならない。
 - (4) 受託者は、業務内容の表示板、その他作業現場に必要な注意看板などを、公衆の見やすい場所に設置すること。
 - (5) 本業務施行前に、監督員と工程について協議を行い、工程表に各業務区域の履行期間を詳しく明記した業務計画書を提出すること。
 - (6) 受託者は監督員が指示した番号（施行場所）毎に、業務完了の連絡報告を行い10日以内に、4－（3）－ア）～オ）の完了書類を提出する。
全業務完了後、完了報告書・業務写真及び業務完了届等を監督員に提出し、業務委託契約約款に基づく検査を受けなければならない。
 - (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、監督員の指示に従うこと。
 - (8) その他詳細については、別途配布する法面除草伐採業務関係注意事項を遵守すること。

2. 業務区域等について

業務区域は、指定区域（別表）の除草等を実施する。また別表の備考欄に履行期間が記載されているものについては、期限を厳守すること。

指定区域外の作業についても、監督員の指示により行うこともある。

3. 作 業
- (1) 作業時間は8時より17時までの範囲とする。但し道路上での作業は道路使用許可内容に従う事。それ以外の時間帯に作業する場合は、監督員の承諾を得ること。
 - (2) 除草作業は、機械除草肩掛式を基本とし、機械除草が出来ない場合は人力除草とする。
 - (3) 作業上障害となるものは事前にとり除き、除草・伐採を行うこと。
 - (4) 刈込みした草は、横須賀市南処理工場（神明町）に運搬し処理すること。
 - (5) 伐採枝等の処分先はチップ化作業場とする。
 - (6) (4)・(5)の持込処分費は各作業内容に含まれている。
 - (7) 作業区域内から発生したカン・ビン・ペットボトル等は収集・分別し、監督員と協議の上、本市が契約している木村金属工業㈱へ運搬すること。この場合の処分費は本市が負担する。
 - (8) 伐採・伐倒については、吊るし切りし、胸高直径20cmまでを基準とする。直径が異なる場合は、添付した『換算表』により清算する。
 - (9) 道路維持センター運搬とは、当該道路区域内の投棄物を道路維持センターまで運搬することである。運搬する際は、監督員に確認を得てから運搬すること。
 - (10) ロープ高所作業を行う場合は、労働安全衛生規則を遵守し有資格者で実施すること。

4. 写真管理及び出来形について

- (1) 作業毎にその内容が確認できる写真を、作業前、作業中、作業後に同一の場所で撮影すること。
- (2) 施行数量を確認できる検寸写真を必ず撮影すること。撮影の頻度は、剪定、伐採、伐倒については作業本数の10%+1枚を基本とすること。除草、刈込については、刈った箇所が**すべて写真で確認**できるように撮影すること。
- (3) 出来形については、平面図に各施行場所の作業区分毎に施行範囲、写真撮影箇所及び撮影の方向、管理番号等記入すること。写真撮影箇所及び撮影の方向、管理番号等記入すること。

業務完了報告書は、下記のとおり作成し、提出すること。

- ・内訳書（書式あり）
- ・集計表（書式あり）
- ・業務日報
- ・施行場所（指示場所）毎の報告書
ア）報告書（書式あり）

- イ) 位置図
- ウ) 白地図に必要事項を記入した図面（書式あり）
- エ) 数量計算書
- オ) 写真
- ・廃棄物集計表
 - ア) 廃棄物処分伝票（計量票、証明書、マニフェスト等）
 - イ) 廃棄物持込み状況写真
 - ウ) 南処理工場の計量票
 - エ) チップ化作業の施設利用証明証
- (4) 業務完了報告書と共に、業務完了報告書の電子データ「CD」も併せて提出すること。電子データの形式は基本的にPDFとするが、それによらない場合は、監督員と協議し決定すること。
- (5) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウイルスチェックを行うこと。
- (6) ウイルス対策は特に指定しないが、シェアの高いものを利用し、最新のウイルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (7) CD-Rの表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。
- (8) ラベルの作成の表示方法については、専用プリンタを用いたCD-R表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。

注）ボールペン、鉛筆など硬質な筆記用具の使用はCD-Rを破損させ、読み取り不能となる恐れがあるため使用不可とする。
- (9) 提出する電子データについて、ウイルス対策の不備等により、委託者に損害を与えた場合は、受託者の負担により、速やかに対応すること。
- (10) 成果品の権利は委託者に帰属するものとする。

5. その他 (1) 契約時本市から指示があった場合は、現場代理人を配置すること。

6. 業務委託に係る提出資料について

受託者は、廃棄物処理（伐採枝・草）について、環境汚染の予防、地球環境保全等の促進を図るために下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 横須賀市南処理工場（神明町）の計量票を提出すること。
- (2) チップ化を証明できる書類を提出すること。

- (3) カン・ビン・ペットボトル等については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用し提出すること。

7. 各作業区分の詳細について

(1) 除 草

- ア) 機械除草箇所はベニヤ・シート等で飛び石防護措置を行い、地際で刈り取ること。機械除草には人力による仕上げ除草も含まれている。人力除草箇所は基本的に植樹柵・植樹帯とし、低木等に注意して作業を行うこと。
- イ) 刈込みした草は、その場に放置せず、その日のうちに片づけること。やむなく処理出来ない場合は、道路利用者の妨げとならない場所に仮置きし、草が飛散しないようシート等で覆っておくこと。
- ウ) 除草跡はきれいに均し清掃すること。
- エ) フェンスつる草等除草は、フェンスに絡んでいる草の数量が確認できるよう下草の除草が完了してから行うこと。
- オ) 植樹柵のある路線については、植樹柵間の歩道部雑草も全て除草すること。また、街路樹の根元から生えているひこばえの除去は雑草に含むものとする。

(2) 実生雑木等伐採

- ア) 実生雑木とは、直径10cm以下で、高さ3m以下の樹木である。ただし、直径2cm以下は、雑草とみなす。また、実生雑木は地際で切ること。

(3) 樹木せん定

- ア) 高木剪定の基本剪定は、幹周60cm以上120cm未満を基準とする。幹周が異なる場合は、添付した『換算表』により清算する。
- イ) 切り取った枝は、その場に放置せず速やかに片づけること。
- ウ) 作業終了後は、作業区域の清掃を行いゴミ等のないようにすること。
- エ) 低木の寄植せん定については、樹高を60cm未満に剪定すること。なお、樹種の状態により実施できない場合は、監督員の指示を受けること。
- オ) 中木の施行数量は表面積とし、低木の施行数量は植地面積とする。ただし、出来形数量について、地表面からの施行高さや施工延長は、枯れ等による部分を控除すること。グミの徒長枝の剪定については低木と同じ扱いとする。
- カ) 基本は、街路樹剪定だが道路法面に生えた樹木の高木剪定についても指示する場合がある。

キ) 太い枝を剪定した時は、必要に応じて切り口に、癒合剤を塗布すること。

(4) 蜂の巣除去（アシナガバチ等）

ア) 除去した蜂の巣は、その場に放置せず速やかに片づけること。

イ) 薬品等を使用する場合は、適切なものを使用すること。

ウ) 散布については、隣接民家・通行者等に対し薬害等のないようにし、状況によりお知らせ看板等で周知すること。

エ) その他一般注意事項は、神奈川県病害虫雑草防除指導指針に従うこと。

オ) 散布日時・散布場所・使用薬品の種類・使用量・希釈倍数を帳簿に記載し、報告書に写しを添付すること。

カ) 生息が確認できたスズメバチの巣を発見した場合は、本市が対応するので速やかに監督員に報告すること。

(5) リフト車、ラフテレーンクレーン

ア) リフト車（高所作業車）及びラフテレーンクレーンの使用については、施行前に監督員と調整し事前に決定する。

イ) 使用するリフト車については、トラック架装型・揚程12mを標準とし、ラフテレーンクレーンについては、吊上げ能力25tを標準とする。

8. その他作業

(1) 作業員の構成

・作業区分A

作業1日当たりの作業構成は、普通作業員2名・一般運転手1名・2tトラック1台を使用することを想定している。

・作業区分B

作業1日当たりの作業構成は、造園工・普通作業員・一般運転手各1名・2tトラック1台を使用することを想定している。

※造園工は「造園施工管理技士」又は「街路樹剪定士」の資格を有すること。なお、着手前に監督員に資格証の写しを提出すること。

※必要な車両は受託者が用意すること。

※作業内容により2tトラック以外の車両の方が効率的に業務を履行できる場合は、事前に監督員の承諾を得ること。

※草・枝葉等の処分費が発生した場合は別途計上する。

※作業区分わけによる作業指示は、監督員による。

(2) 作業内容

工種が多く数量確認が難しい場合の作業

例)

・作業区分A

- 1) 町内会等が伐採した樹木の収集・運搬と伐採箇所の確認。
- 2) ILB (インターロッキングブロック) で舗装してある歩道等の伐根除草。
- 3) 歩車道境界ブロックとAS舗装の目地の伐根除草。
- 4) 工種が多く数量確認が難しいと判断した場合。

・作業区分B

- 1) 道路用地にある危険度が高い樹木の整枝・剪定。
- 2) 道路用地内の倒木処理及びそれに伴う伐採。
- 3) 樹木に発生した毛虫の補殺。
- 4) 工種が多く数量確認が難しいと判断した場合。

9. 道路使用許可について

受託者は、本業務施行前に道路交通法第77条の道路使用許可を受けること。

10. 夜間作業について

受託者は、夜間作業にて行うことが望ましい場合は、監督員と協議をすること。

*夜間作業の換算：契約単価×1.25 (17時～22時、5時～8時)、契約単価×1.5 (22時～5時) を原則とする。

特記事項

- (1) この単価契約で示した内訳単価以外の工種を使用する場合は、協議により決定する。

換 算 表

1. 高木剪定

高木剪定の幹周 60 cm以上 120 cm未満を基準とし、下記の換算表により清算する。

幹 周	換 算 値 (本)
幹周 60 cm未満	0.3
幹周 60 cm以上 120 cm未満	基 準 値
幹周 120 cm以上 150 cm未満	3.6
幹周 150 cm以上 180 cm未満	6.8
幹周 180 cm以上 210 cm未満	8.1
幹周 210 cm以上 240 cm未満	10.0

2. 伐採

伐採の胸高直径 20 cmまでを基準とし、下記の換算表により清算する。

胸 高 直 径	換 算 値 (本)
胸高直径 10 cmまで	0.1
胸高直径 20 cmまで	基 準 値
胸高直径 30 cmまで	1.9
胸高直径 40 cmまで	3.3
胸高直径 50 cmまで	5.7
胸高直径 60 cmまで	8.9
胸高直径 70 cmまで	13.0

3. 伐倒

伐倒の胸高直径 20 cmまでを基準とし、下記の換算表により清算する。

胸 高 直 径	換 算 値 (本)
胸高直径 10 cmまで	0.1
胸高直径 20 cmまで	基 準 値
胸高直径 30 cmまで	1.7
胸高直径 40 cmまで	3.1
胸高直径 50 cmまで	5.4
胸高直径 60 cmまで	8.4
胸高直径 70 cmまで	12.5

産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

(目的)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

(委託内容)

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

数量：200kg（予定数量）

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

(義務と責任)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

(甲乙の責任範囲等)

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。

(検査等)

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先 (中間処分又は最終処分)

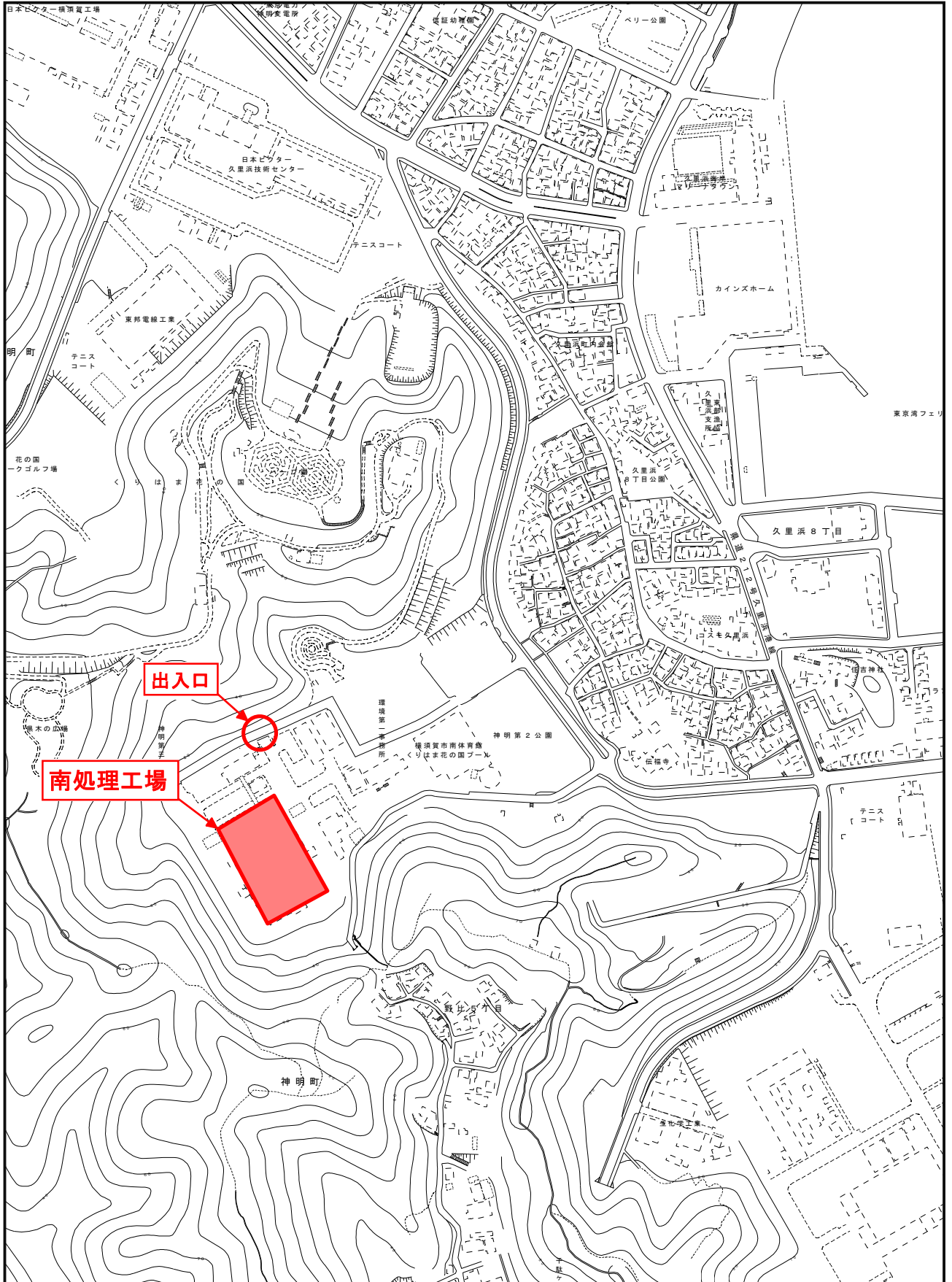
事業場の名称 : 木村金属工業株式会社
所在地 : 横須賀市内川2丁目4番36
処分の方法 : 破砕
施設の処理能力 : 100.9584 t / 8 h

2 再生先

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
再生の方法 : _____
施設の処理能力 : _____

位置図

(横須賀市南処理工場 横須賀市神明町2187番地)

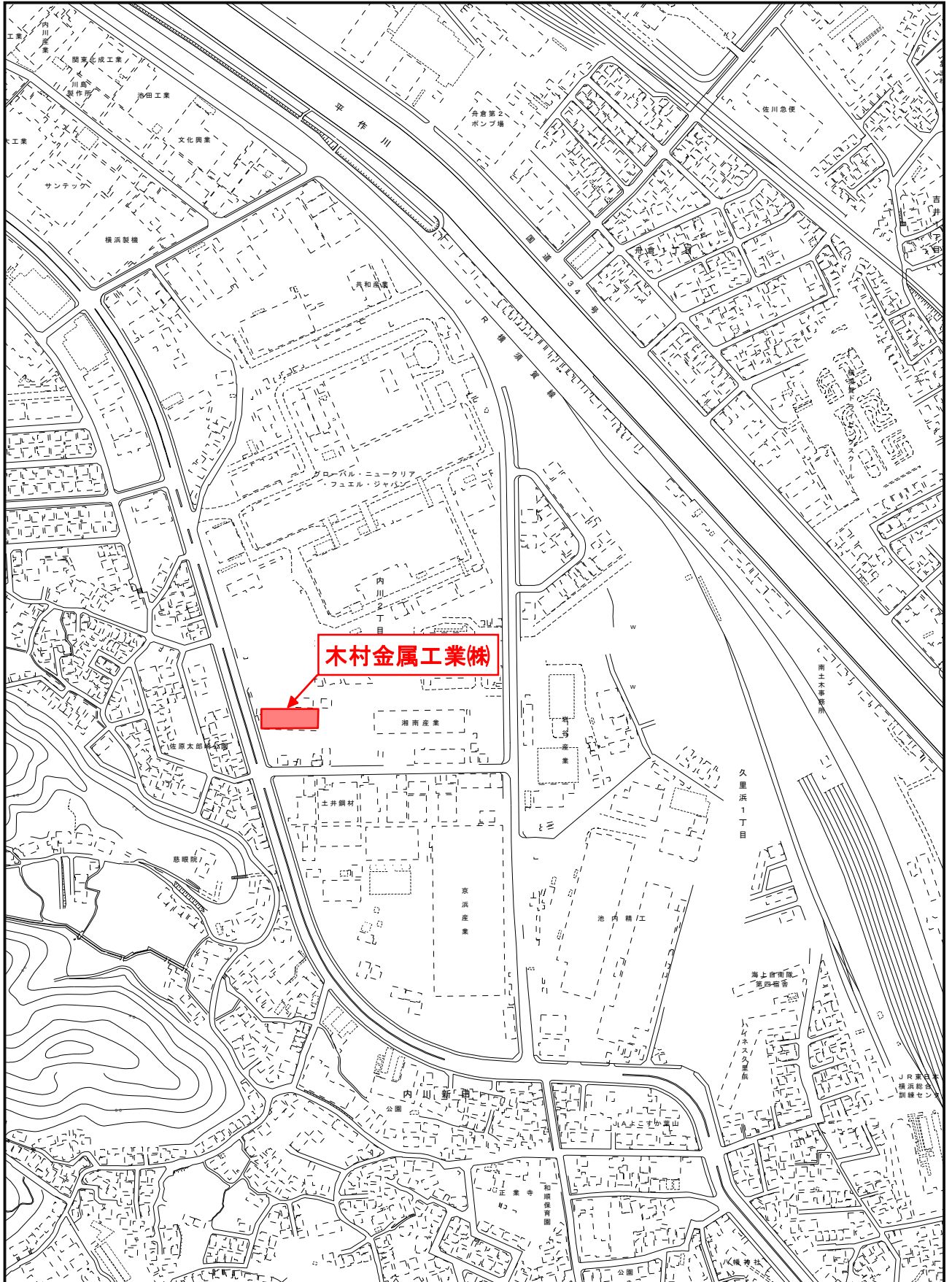


100m

1/5000

位置図

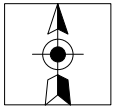
(木村金属工業株) 横須賀市内川2丁目4番地36号



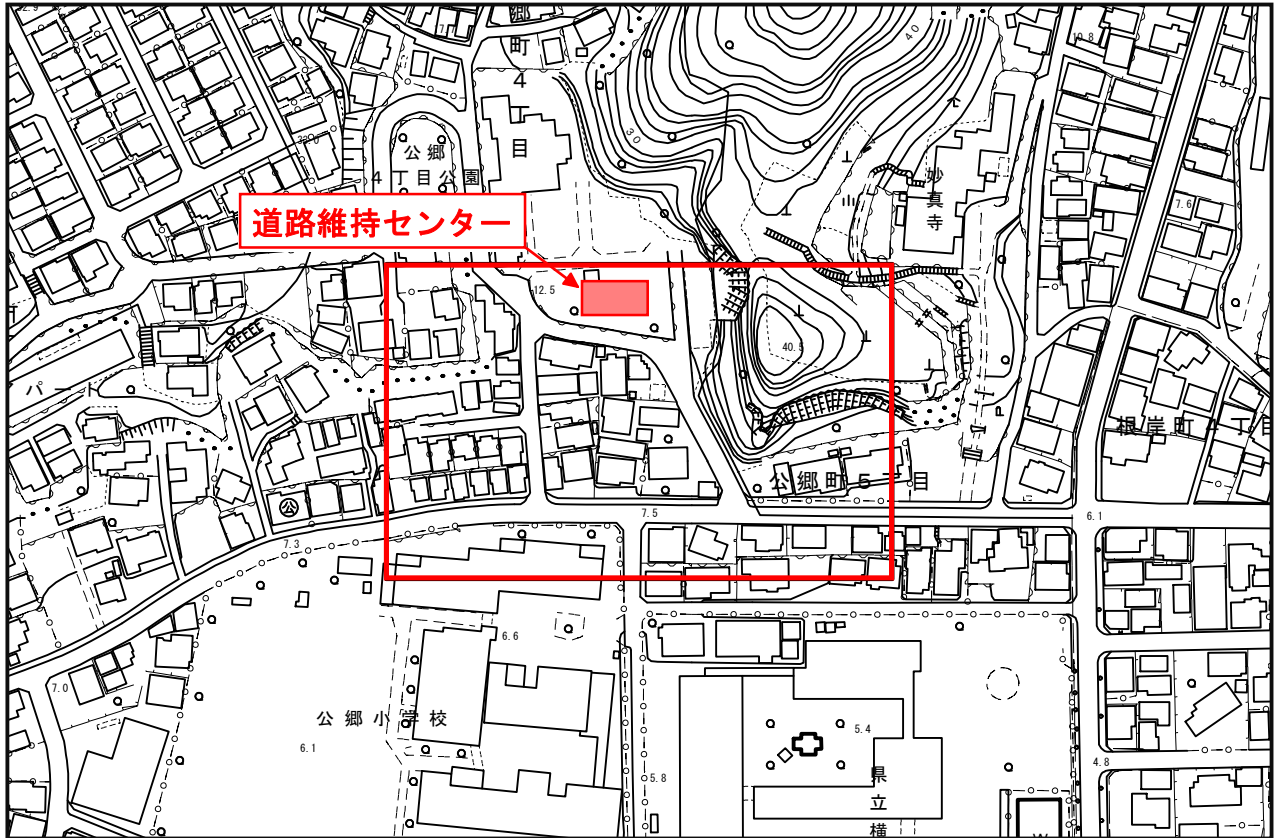
100m

1/5000

位置図 1/2500



(道路維持センター 横須賀市公郷町4丁目4番地)



拡大図 1/1000

出入口

